

大

資料 1

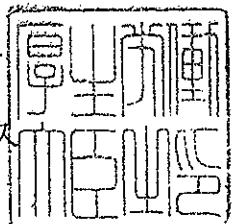
厚生労働省発履児 1015 第1号

平成 27 年 10 月 15 日

労働政策審議会

会長 橋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「事業主行動計画策定指針案（一般事業主行動計画に係る部分）」について、貴会の意見を求める。

## 事業主行動計画策定指針案（一般事業主行動計画に係る部分）

## 第一 女性の活躍の意義、現状及び課題

## 一 女性の活躍の意義

「女性の活躍」とは、一人一人の女性が、その個性と能力を十分に發揮できることである。

女性の管理職比率の上昇は、女性の活躍の一側面を測るものであるが、女性の活躍は、それだけではなく、あらゆる職階や非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態等で働く一人一人の女性が、その個性と能力を十分に發揮できることを目指して推進する必要がある。

## 二 女性の活躍の現状

我が国の雇用者に占める女性の割合は四割を超えており、一方、その半数以上は非正社員であり、また、管理職以上に登用されている女性の割合は一割に満たず、先進諸国やアジア諸国と比較しても、特に低い水準となっている。

## 三 女性の活躍に向けた課題

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定から三十年が経つが、依然として、我が国には、以下のとおり、採用から登用に至るあらゆる雇用管理の段階において、男女間の事実上

の格差が残っている。

我が国の女性の活躍が十分でない現状は、以下に見るよう、まず、こうした男女間の事実上の格差から生じており、その背景には、固定的な性別役割分担意識と、それと結びついた長時間労働等の働き方がある。

### (一) 採用

新規学卒者について約四割の企業が男性のみを採用するなど、多くの企業が、男性に偏った採用を行っている。特に、総合職などの基幹的職種において、採用における競争倍率をみると、男性に比して女性の方が狭き門となっている現状がある。

今後、我が国は生産年齢人口が急速に減少していく。企業は、男性のみを戦力とする姿勢では、人材確保が困難となることは必至であり、早期に、性別にかかわらず、意欲と能力本位の採用に改めていくことが求められる。

### (二) 配置・育成・教育訓練

企業内の配置において性別の偏りが見られ、育成・教育訓練の中心をOJTが占める職場が多い中、配置における性別の偏りが、育成・教育訓練の格差につながっている。また、Off-JTにおいても、将来的な育成に向けた教育訓練の状況について、男女間で格差が見られる。グローバル化の進展の中、組織内の多様性を高め、様々な人材の能力を活かすことは、イノ

ベーションを促進し、市場環境等の変化に対する組織の対応力を高めることから、早期に、性別にかかわらない配置・育成・教育訓練に切り替えていくことが求められる。

### (三) 継続就業

依然として、約六割の女性が第一子出産を機に退職する現状にある。仕事と子育ての両立が困難であることを理由とする退職の要因としては、長時間労働等の労働時間の問題と、職場の雰囲気の問題が大きい。また、仕事のやりがいを感じられているかとも継続就業に大きく影響する。

女性が出産・子育てを通じて働き続けられる職場としていくことは、組織の人材力を高めることに貢献することから、早期に、継続就業の障壁となっている事情を改善することが求められる。

### (四) 長時間労働のは正等の働き方改革

我が国は、男性の約四割、女性の約二割が、週四十九時間以上（残業時間が一日平均二時間以上相当）の長時間労働となつてている。また、女性が昇進を望まない理由として最も多いのは、仕事と家庭の両立が困難になる点にある。こうした長時間労働は、その職場における女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、その職場の男性が育児等の家庭責任を果たすことを困難にし、当該男性の配偶者である女性の活躍の障壁となるとともに、我が国の少子化の要因とも

なっている。このように、長時間労働は、その職場だけでなく、社会全体へ負の影響を及ぼすものである。

男女を通じて長時間労働を是正し、限られた時間の中で集中的かつ効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、時間当たりの労働生産性を高め、組織の競争力を高めることに貢献するものであり、早期に、男女を通じた長時間労働のは正等の働き方改革を実行することが求められる。

#### (五) 評価・登用

約三から四割に上る男性管理職が、「男女区別なく評価し、昇進させる」という基本的な事項を必ずしもできていない。また、仕事と家庭の両立が困難であることと、ロールモデルが不在であることを主な背景として女性自身が昇進を望まない場合がある。

性別にかかわりのない公正な評価・登用は、組織内の多様性を高め、組織対応力の強化等につながるとともに、後進の女性のロールモデルとして、女性全体の意欲の喚起にもつながることから、早期に、男女区別なく評価し、昇進させることが徹底されるよう、評価・登用の透明性を高めることが求められる。

#### (六) 性別役割分担意識等の職場風土

我が国は、依然として、家事・育児の大半は女性が担っている現状にある。一方、育児等の

家庭責任を果たすために、男性が仕事に制約を抱えることが当然とは受け止められにくい職場風土がある。こうした職場における性別役割分担意識や、仕事と家庭の両立に対する不寛容な職場風土は、両立支援制度を利用する上での障壁や、様々なハラスメントの背景にもなりやすい。

これから急速な高齢化の時代においては、男女ともに、親の介護等によつて仕事に制約を抱えざるを得ない人材が増加する。多様な背景を有する人材を活かす組織風土としていくことは急務であり、男女ともに、育児等の家庭責任を果たしながら、職場においても貢献していくという方向へ、社会・職場双方において意識改革を進めていくことが求められる。

#### (七) 再チャレンジが可能な職場

女性の約六割が第一子出産を機に退職する一方、育児が一段落して再就職を希望する女性は多い。しかし、その再就職の多くはパートタイム労働などの非正社員であり、働く時間・日を選べるという利点がある一方、必ずしもその意欲や能力を十分に活かせる雇用形態であるとは限らない。また、これまで、(一)のように、性別にかかわりのない公正な採用が必ずしも徹底されてこなかつたことから、採用時の雇用管理区分にとらわれず、女性の意欲と能力を発揮できるようにする必要性は大きい。

今後、生産年齢人口が減少するので、意欲や能力のある女性の力を活かすことは、人材確保

の上で有効な方策であり、早期に、妊娠・出産等を機に退職した女性の再雇用・中途採用や、意欲と能力を有する女性の職種又は雇用形態の転換を進めていくことが求められる。

## 第二 女性の活躍推進及び行動計画策定に向けた手順

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号。以下「法」という。）においては、国及び地方公共団体と、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主については、自らの事業における女性の活躍に関する状況把握・課題分析（一）、行動計画の策定、周知・公表（三及び四）、自らの事業における女性の活躍に関する情報公表（六）が義務づけられている。

また、常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主については、これらの努力義務が課されている。これらの義務又は努力義務の履行に際しては、次の一から六までに規定する事項を踏まえて行うことが重要である。

### 一 女性の活躍推進に向けた体制整備

#### (一) 女性の活躍推進に向けた組織トップの関与・実務体制の整備等

女性の活躍推進に向けた取組を効果的に行うためには、組織全体の理解の下に進めることができ  
重要である。このため、組織のトップ自らが、経営戦略としても女性の活躍が重要であるとい  
う問題意識を人事労務担当部署と共にし、組織全体で女性の活躍を推進していくという考え方  
を明確にし、組織全体に強いメッセージを発信するなどにより主導的に取り組んでいくことが

重要である。

また、組織のトップの関与の下に、専任の担当者を配置するなど、継続的な実務体制を設けることが効果的である。

さらに、業界固有の課題等については、業界団体等を通じ、事業主間で連携することを通じて、より効果的な課題解決策を模索していくことも有効であると考えられる。

## (二) 一般事業主行動計画の策定体制の整備

一般事業主行動計画（三五）口を除き、以下「行動計画」という。）の策定に当たっては、非正社員を含め、幅広い男女労働者の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要である。

このため、例えば人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得た行動計画策定のための体制（委員会等）を設けることが効果的である。

また、法に基づく状況把握項目として把握した数字以外の定性的な事項も含めた職場の実情の的確な把握を行うことも重要である。このため、行動計画の策定の過程において、必要に応じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

## 二 状況把握・課題分析

### (一) 状況把握・課題分析の意義

行動計画は、自らの事業における女性の活躍の状況把握・課題分析を行い、その結果を勘案して定めなければならない（法第八条第三項及び第八項）。

女性の活躍に向けては、第一の三で見たように、採用から登用に至る各雇用管理の段階において様々な課題があるが、いずれの課題が特に大きな課題であるかは、事業主ごとに多種多様である。状況把握・課題分析の意義は、自らの組織が解決すべき女性の活躍に向けた課題を明らかにし、行動計画の策定の基礎とすることにある。

その際は、女性の活躍推進は、非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態において、全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できることを目指して進める必要があることに留意し、雇用管理区分ごとの状況把握・課題分析が必須である項目に限らず、雇用管理区分ごとに実態が異なる可能性がある項目については、各事業主の実態に応じ、適切に雇用管理区分ごとの状況把握・課題分析を行うことが望ましい。

## (二) 必須項目の状況把握・課題分析

我が国の事業主においては、とりわけ、女性の採用者が少ないこと、第一子出産前後の女性の継続就業が困難であること、男女を通じた長時間労働の状況があり仕事と家庭の両立を妨げていること、女性の活躍度合いを測る重要な指標の一つである管理職に占める女性比率が低いこと等の課題を抱える場合が多い。このため、全ての事業主において、これらの課題の有無の

指標となる別紙一の必須項目について、状況把握を行い、課題分析を行うことが求められる。

### (三) 任意項目の状況把握・課題分析

必須項目の状況把握・課題分析の結果、事業主にとつて課題であると判断された事項については、さらにその原因の分析を深めることが望ましい。課題分析は、各事業主の実情に応じて行うものであるが、その際は、別紙一の任意項目を活用し、別紙二の方法も参考に、課題分析を行うことが効果的である。

なお、雇用管理区分ごとの男女間の賃金格差の状況は、行動計画の策定等による取組の結果、特に女性の継続就業や登用の進捗を図る観点から有効な指標となりうる。

また、各事業主の実情に応じて、より深く課題分析を行うために他に適切な状況把握の項目や課題分析の方法がある場合は、当該項目の状況把握や当該方法による分析を行うことも効果的である。

## 三 行動計画の策定

### (一) 行動計画の策定対象となる課題の選定

行動計画においては、①計画期間、②数値目標、③取組内容及び実施時期を定めるものとされている（法第八条第二項）。

また、行動計画の策定等に際しては、状況把握・課題分析を行い、その結果を勘案して定め

なければならないものとされている（法第八条第三項及び第八項）。

状況把握・課題分析の結果、複数の課題の存在が明らかになる場合が多いと考えられるが、その場合は、各事業主にとって最も大きな課題と考えられるものを優先的に行動計画の対象とするとともに、できる限り積極的に複数の課題に対処することが効果的である。

## (二) 計画期間の決定

法は平成三十七年度までの时限立法である。このため、行動計画の計画期間の決定に際しては、計画期間内に数値目標の達成を目指すことを念頭に、平成二十八年度から平成三十七年度までの十年間を、各事業主の実情に応じておおむね二年間から五年間に区切るとともに、定期的に行動計画の進捗を検証しながら、その改定を行うことが望ましい。

## (三) 数値目標の設定

数値目標の設定の対象については、状況把握・課題分析の結果、各事業主にとって課題であると判断されたものに対応すべきであり、必ずしも、管理職に占める女性比率の上昇等に向けた数値目標である必要はない。むしろ、各事業主にとって最も大きな課題と考えられるものから優先的に数値目標の設定を行うとともに、できる限り積極的に複数の課題に対応する数値目標の設定を行うことが効果的である。

数値目標については、実数、割合、倍数等数値を用いるものであればいざれでもよい。

数値目標の水準については、計画期間内に達成を目指すものとして、各事業主の実情に見合った水準とすることが重要である。

#### (四) 取組内容の選定・実施時期の決定

行動計画に盛り込む取組内容を決定するに際しては、まず、状況把握・課題分析の結果、各事業主にとって最も大きな課題であると考えられるものとして数値目標の設定を行つたものについて、優先的にその数値目標の達成に向けてどのような取組を行うべきか検討を行うことが基本である。

検討の際は、組織全体にわたって、性別にかかわりのない公正な採用・配置・育成・評価・登用が行われるように徹底していくことが必要である。

その上で、我が国全体でみると、依然として、第一子出産前後の継続就業が困難なことが大きな課題となっているが、女性の活躍推進に早期から取り組んできた事業主の経験からは、両立支援制度の整備のみを進めても、両立支援制度を利用しながら女性が活躍していくことに協力的な職場風土が形成されていない場合や、長時間労働等働き方に課題がある職場の場合は、十分な効果が現れていないことが指摘されていることに留意する必要がある。したがつて、職場風土や長時間労働等の働き方に関する課題を有する事業主においては、併せてその是正に取り組むことが効果的である。

さらに、取組内容については、別紙二の方法を参考に、内容及び実施時期を併せて決定することが必要である。なお、実施時期については、計画期間終了時までを実施時期とするものについては、その旨を個別に記載する必要はない。

## (五) その他

### イ 派遣労働者の取扱い

女性の活躍推進は、非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態等において、一人一人の女性が、その個性と能力を十分に發揮できることを目指して進める必要がある。

派遣労働者については、女性の活躍推進の取組は、採用・配置・育成・継続就業等、一人一人の職業生活を通じた取組が求められることから、派遣元事業主が責任を持つて、状況把握・課題分析を行い、行動計画の策定等に取り組む必要がある。

他方、職場風土改革に関する取組や長時間労働の是正は、職場単位で行うことも重要であることから、派遣先事業主は、派遣労働者も含めて全ての労働者に対して取組を進めていくことが求められる。

また、これら職場風土に関する課題や長時間労働という課題については、派遣元事業主は、派遣労働者の派遣先ごとに状況把握・課題分析を行い、必要な場合には、派遣先の人事労務担当者と話し合いを行うなど、取組を推進するよう働きかけるとともに、必要なフォローア

ツプを行うことが重要である。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との一体的策定・届出法に基づく行動計画は、計画期間、計画目標、取組内容及び実施時期を定める必要があり、状況把握・課題分析を行った上で、その結果を勘案して定める必要がある（法第八条第二項、第三項及び第八項）。

一方、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）に基づく行動計画は、計画期間、目標（数値目標に限らない）、対策内容及び実施時期を定める必要がある。

これら二つの法律に定める要件を満たしていれば、それぞれの法律に基づく行動計画を一体的に策定することは可能である。なお、その場合は、共通の様式を活用することにより、届出も一体的に行うことができる。

#### 八 男女雇用機会均等法との関係

行動計画については、男女雇用機会均等法に違反しない内容とすることが必要である。

男女雇用機会均等法においては、募集・採用・配置・昇進等において女性労働者を優先的に取り扱う措置のうち、同法に違反しないものは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない雇用管理区分における措置であるなど、一定の場合に限られるとしている（「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適

切に対処するための指針」（平成十八年厚生労働省告示第六百四十四号）第2の14(1)。

女性の活躍推進に向けた取組として、女性労働者を優先的に取り扱う措置を講じる場合は、この点に留意が必要である。

なお、社内に女性管理職等のロールモデルがまだ育成されていない企業においては、外部から女性管理職等を登用することも考えられるが、男性労働者と同様に、自社で働く女性労働者を育成・登用することも重要であることに留意が必要である。

#### 四 労働者に対する行動計画の周知・公表

##### (一) 労働者に対する周知

策定又は変更した行動計画については、労働者に周知することが求められている（法第八条第四項及び第八項）。

行動計画に定めた数値目標の達成に向けて組織全体で取り組むため、まずは、非正社員を含めた全ての労働者がその内容を知りうるよう、書面の交付や電子メールによる送付等適切な方法で周知することが求められる。さらに、組織トップの主導の下、管理職や人事労務担当者に対する周知を徹底することが期待される。

##### (二) 公表

策定又は変更した行動計画については、公表することが求められている（法第八条第五項及

び第八項）。

求職者、投資家、消費者等が各事業主の女性の活躍推進に向けた姿勢や取組等を知ることができるようになるとともに、事業主間で効果的な取組等を情報共有し、社会全体の女性の活躍が推進されるよう、自社のホームページや国が運営する「女性の活躍・両立支援総合サイト」への掲載等適切な方法で公表することが求められる。

## 五 行動計画の推進

行動計画の推進に当たっては、一の二の委員会等の行動計画の策定のための体制（例えば、人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得たもの）を活用することが効果的である。また、定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を実施し、その結果をその後の取組や計画に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要である。

その際には、行動計画の策定に際して状況把握を行った女性の活躍に関する状況の数値の改善状況についても、併せて点検・評価を行うことが効果的である。

また、行動計画の改定に向けた検討は、職場の実情を踏まえた実施状況の的確な点検を行いうことも重要であり、必要に応じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

## 六 情報公表

### (一) 情報公表の意義

事業主は、自らの事業における女性の活躍に関する情報公表が求められている（法第十六条）。

情報公表の意義は、就職活動中の学生等の求職者の企業選択を通じ、女性が活躍しやすい企業であるほど優秀な人材が集まり、競争力を高めることができる社会環境を整備することにより、市場を通じた社会全体の女性の活躍の推進を図ることにある。

### (二) 情報公表の項目及び方法

情報公表については、別紙三の項目の中から、各事業主が選択した項目について、自社のホームページや国が運営する「女性活躍・両立支援総合サイト」内の企業データベースへの掲載等、求職者が容易に閲覧できる方法によつて行う必要がある。

公表に際しては、より求職者の企業選択に資するよう、情報公表項目と併せて、行動計画を一體的に閲覧できるようすることが望ましい。

なお、別紙三の項目の中から各事業主が選択した項目を公表すれば足り、必ずしも全ての項目を公表しなければならないものではないが、公表範囲そのものが事業主の女性活躍推進に対する姿勢を表すものとして、求職者の企業選択の要素となることに留意が必要である。

### (三) 情報公表の頻度

情報公表の内容については、おおむね年一回以上、その時点で得られる最新の数値（特段の事情のない限り、古くとも前々事業年度の状況に関する数値）に更新し、情報更新時点を明記することが必要である。

### 七 認定

一般事業主（国又は地方公共団体以外の事業主）は、厚生労働省令で定める基準を満たすことにより、女性が活躍できる事業主としての認定を受けることができる（法第九条）。

認定を受けた事業主であることを幅広く積極的に周知・広報することにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等のメリットにつながることから、認定に向けて積極的な取組が期待される。

### 第三 女性の活躍推進に関する効果的な取組

女性の活躍推進に関する効果的な取組例は、別紙二のとおりであり、これを参考に、各事業主の実情に応じて、必要な取組を検討することが求められる。

**別紙一(第二の二(二)及び(三)関係)**

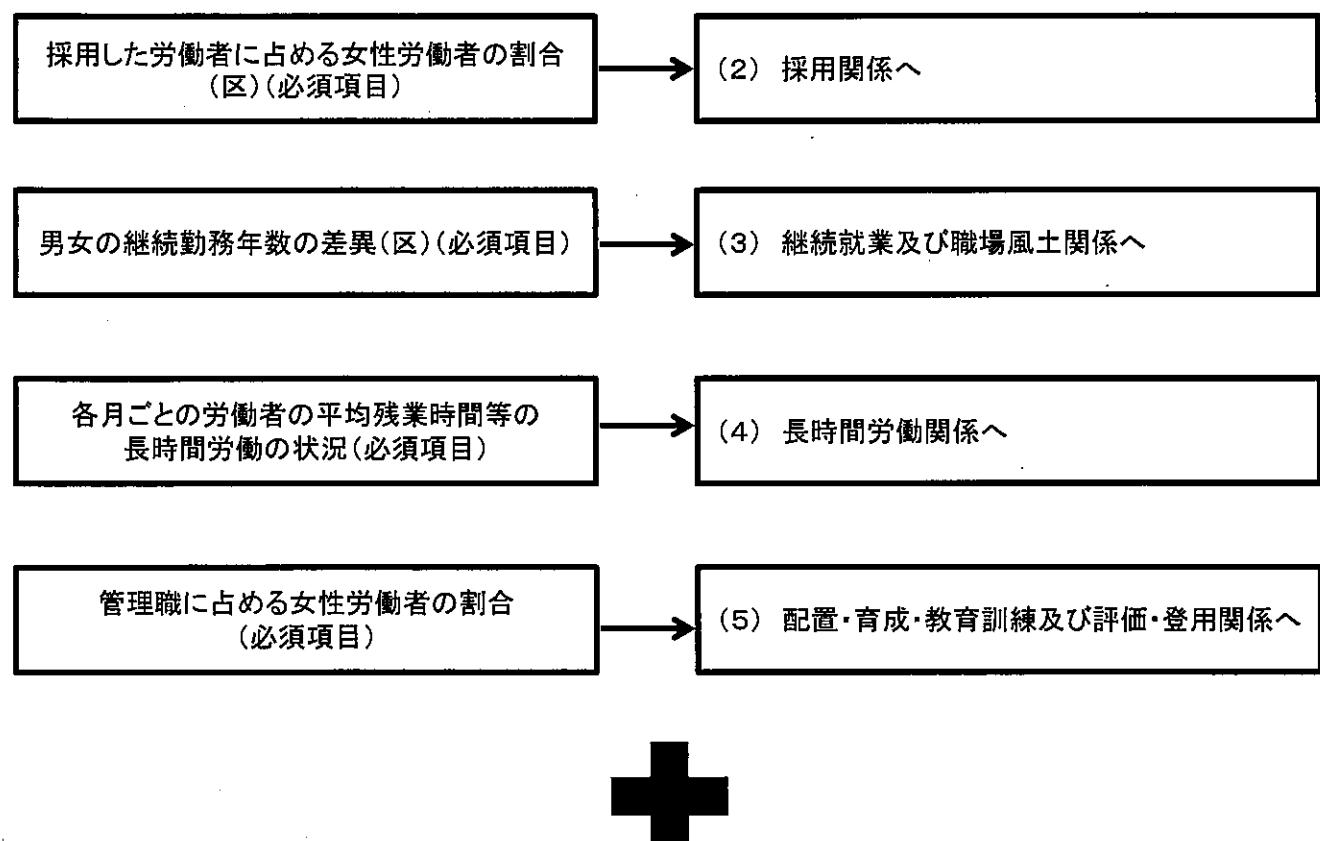
(区)=雇用管理区分ごとに把握(典型例:一般職／総合職／パート)  
(派)=派遣先事業主においては派遣労働者も含めて把握

女性活躍に向けた課題		状況把握の必須項目	状況把握の任意項目
採用	採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)	男女別の採用における競争倍率(労働者の募集に対する募集者の数を採用者の数で除した数)(区) 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)	男女別の採用における競争倍率(労働者の募集に対する募集者の数を採用者の数で除した数)(区) 男女別の配置の状況(区)
配置・育成・教育訓練	男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区) 管理職や男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)(派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)	男女別の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区) 管理職や男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)(派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)	男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区) 男女別の配置の状況(区)
継続就業・働き方改革	男女の平均継続勤続年数の差異(区) 労働者の各月ごとの平均残業時間等の労働時間の状況(区)(派)	10事業年度前及びその後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区) 男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(育児休業を除く)の利用実績(区) 男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績	10事業年度前及びその後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区) 男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(育児休業を除く)の利用実績(区) 男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
評価・登用	管理職に占める女性労働者の割合 職場風土・性別役割分担意識	労働者の各月ごとの平均残業時間等の労働時間の状況(区)(派) 管理職の各月ごとの勤務状況 有給休暇取得率(区) 各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合 男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合 男女の人事評価の結果における差異(区) セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)	労働者の各月ごとの平均残業時間等の労働時間の状況(区)(派) 管理職の各月ごとの勤務状況 有給休暇取得率(区) 各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合 男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合 男女の人事評価の結果における差異(区) セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
再チャレンジ (多様なキャリアコース)	取組の結果を図るために指標	男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派:雇入れの実績) 男女別の再雇用又は中途採用の実績(区) 男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績 非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)	男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派:雇入れの実績) 男女別の再雇用又は中途採用の実績(区) 男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績 非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)

## 別紙二(第二の(三)関係)

### (1) 行動計画の策定に向けた課題分析の手法例の全体像

まず、必須項目の状況把握・課題分析を行い、その結果、課題であると判断された事項については、矢印の先に進み、さらに任意項目の状況把握・課題分析により、その原因についての検討を深めることが望ましい。



その他各事業主の実情に応じて適切であると考える事項についての状況把握・課題分析

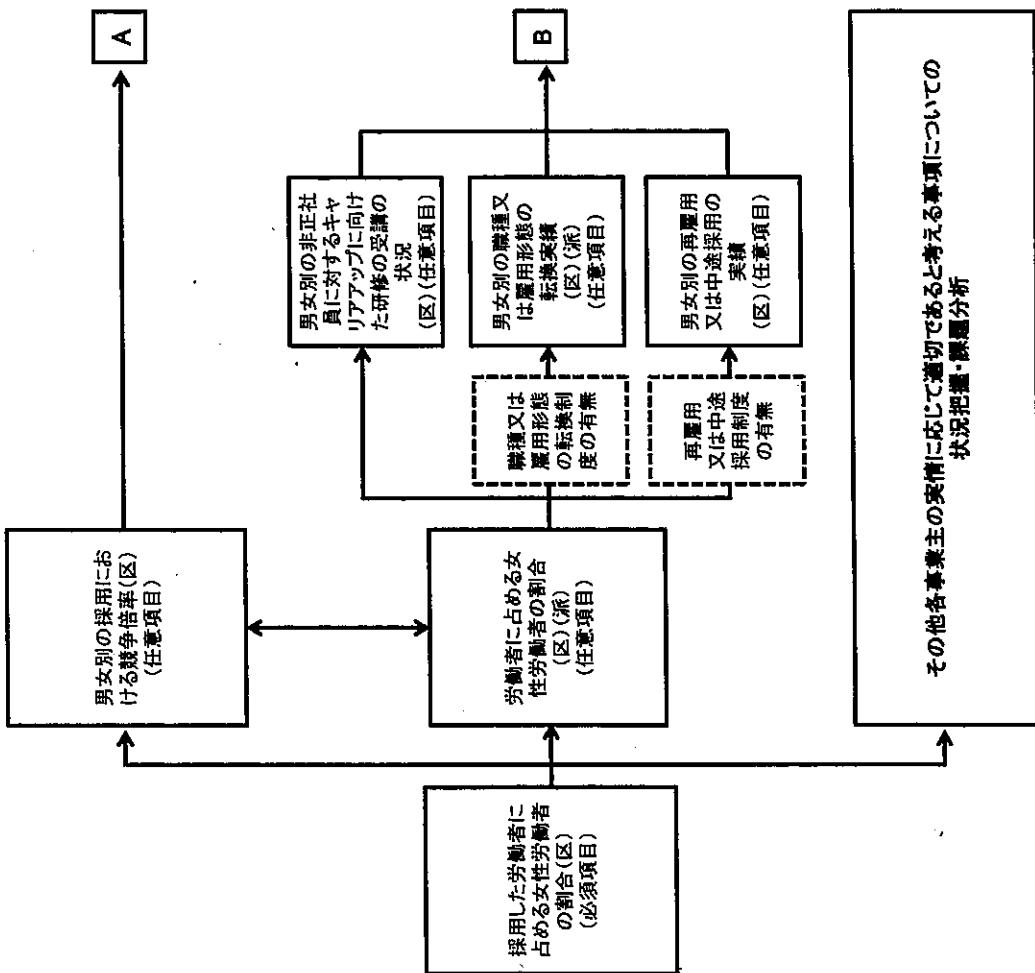
(区)=雇用管理区分ごとに把握(例:一般職／総合職／パート)

(派)=派遣先事業主においては派遣労働者も含めて把握

## (2) 採用關係の隕星分析の手法例／隕星へ対応する取組例

五

- ① 全体に占める女性の割合が4割を下回っている場合  
② 男女別採用における競争倍率について、(女性の競争倍率×0.8)≥(男性の競争倍率)である場合  
→ 男女間の格差が大きいと判断、任意項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い



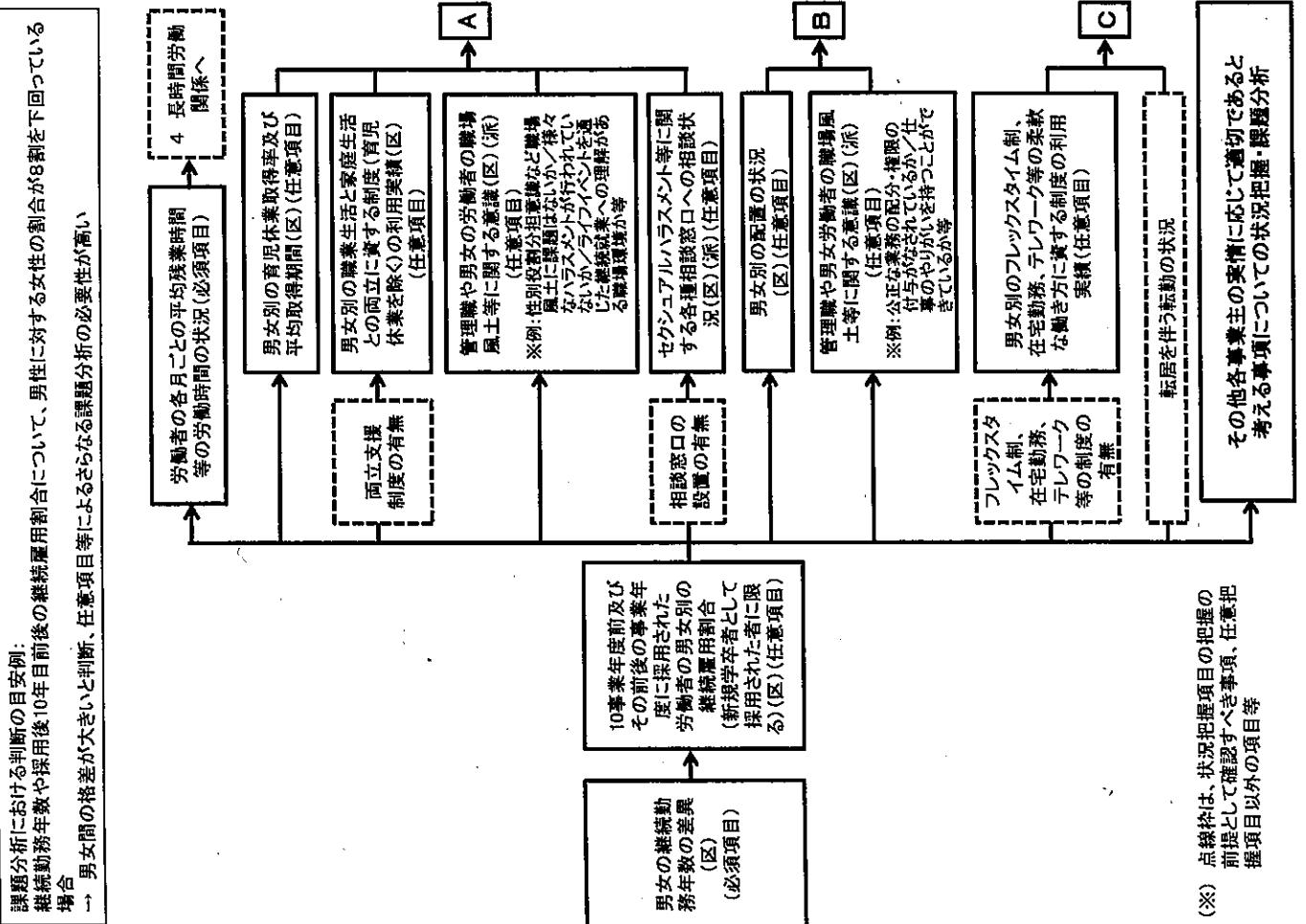
課題分析の指標		取組例
採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い雇用管理区分がないか(特に総合職等の基幹的職種)。	□ (採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い場合) 応募者の男女比率と比べ、採用段階で女性を絞り込んでいないか(「男女別の採用における競争比率」が女性の方が高くなっていないか)。 □ (男女別の採用における競争比率」が男女同等であるのに、採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い場合) 募集方法に課題はないか。	<p>○ 採用選考基準や、その運用の見直し</p> <p>○ 面接官への女性の参画による採用選考における(無意識の)性別バイアスの排除</p>
△	<p>□ (過去の採用結果の蓄積等により)労働者に占める女性労働者の割合が低くなっている雇用管理区分がないか(特に総合職等の基幹的職種)。</p> <p>□ より基幹的な職種(総合職等)において女性比率が低く、より補助的な職種(一般職・パート等)において女性比率が高くなっていないか。</p> <p>□ その場合には、採用時の雇用管理区分にとらわれず、必然と能力ある女性が活躍できるような方策を検討すべきではないか(職務又は雇用形態の転換制度の積極的な運用等)。</p> <p>□ 中堅以上の年齢層において、女性労働者が少なくなっていないか。</p>	<p>○ 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的な広報(特に技術系の採用における系女子学生に対する意識的広報)/各種認定や表彰の取得による女性が活躍できる職場であるとのアピール等)</p> <p>○ 採用時の雇用管理区分にとらわれない活躍に向けたコース別雇用管理の見直し(コース区分の廃止・再編等)</p> <p>○ 一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善</p> <p>○ 一般職や非正社員(※)に対する個人面談等による解説又は雇用形態の転換試験・昇格試験等の受験制度/研修等を通じた意識改革・能力開発支援</p> <p>○ 一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用/非正社員から正社員(※)への転換制度の積極的運用</p>
□		<p>○ 非正社員と正社員(※)の人事評価基準の共通化</p> <p>○ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施</p> <p>○ 中途採用の積極的実施と新卒採用と同等の実施</p>

(※)「非正社員」とは、正社員以外の者をいう。

(※)「正社員」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条の「通常の労働者」をいう。「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間がなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賞金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案して判断するものである。

(※) 点線枠は、状況把握項目の把握の前提として確認すべき事項、任意把握項目以外の項目等

(3) 繼続就業及び職場風土関係の課題分析の手法例／課題へ対応する取組例



課題分析における判断の目安例:

総務労務年数や採用後10年  
→ 男女間の格差が大きいと判断、任意項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い。

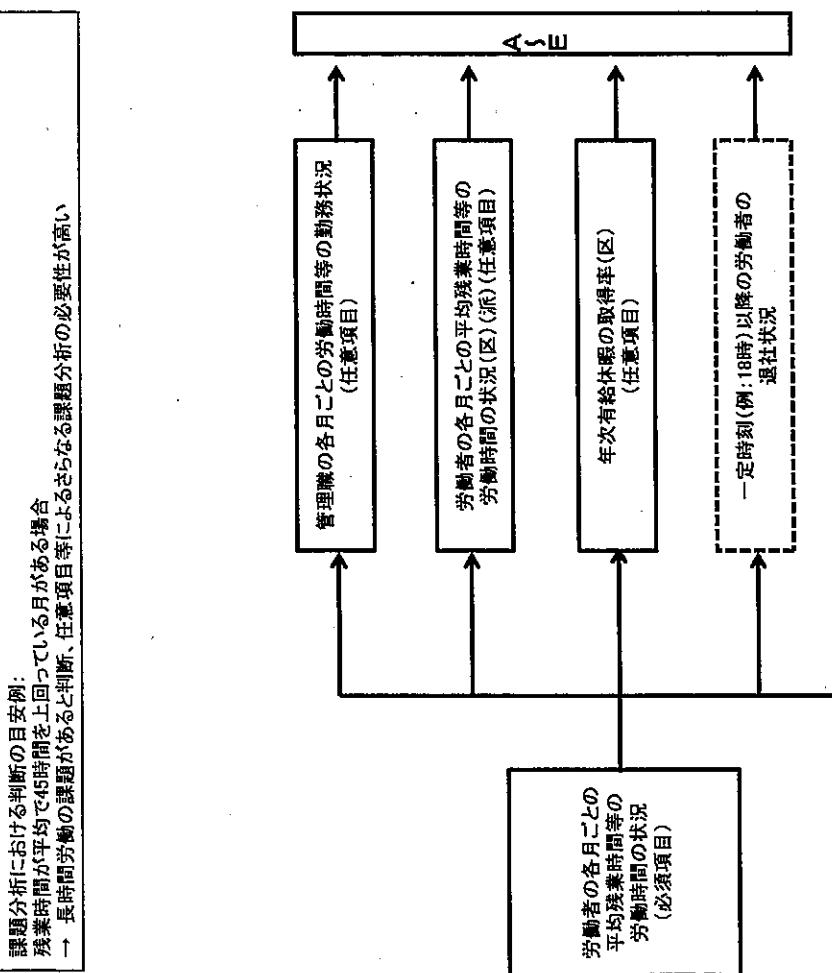
**課題分析の視点例**

取組例	課題分析の視点例
○ 出産・子育てを機に(あるいはそれ以前に)、女性労働者が退職する傾向(にならないか)。	○ 定期的な労働者の意識調査(職場風土・ハラスメント等に関するもの)の実施と改善策の実行
□ 長時間労働ゆえに仕事と家庭の両立が困難にならないか。	○ 時間制約等を抱える多様な人材を活かすことの意義に関する検討(長時間労働関係へ)
□ 男女がともに両立支援制度を利用する状況における職場風土づくりにおいて男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発	○ 職場と家庭の両方ににおいて男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
□ 出産・子育て等をしながら働き続けることを支援する職場風土であるか。	○ 上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進
□ 様々なハラスメントがないか。また、ハラスメントの要因ともなりうる固定的な性別割分恒意識がないか。	○ 利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底(ガイドブックの作成・配布等)
□ 女性労働者が、男性労働者と同様に、仕事にやりがいを持てるよう公正な配置(業務分配・権限付与を含む)にならねばならないか。	○ 様々なハラスメントが起らないようにするための管理職への研修等による周知徹底
□ 出産・子育て期に入る前に、女性労働者が、仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を重ねるイメージを持つことができるか。	○ 定期的な労働者の意識調査(仕事のやりがい等に関するもの)の実施と改善策の実行(再掲)
□ 子育て中の労働者が、時間制約を有するがゆえに他の労働者と同様のやりがいのある業務を担当することが困難にならないか。	○ 若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施
□ 相談窓口の設置の有無	○ 仕事と家庭の両立やキャリア形成に伴う不安の解消に関するメンタルヘルス／育児扶養等に対するメンターハウス／育児・介護等の時間制約を有する労働者同士のネットワーク化による具体的なハウツー等の共有
□ その前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(割限度学卒者として採用された者に限る)(区)(任意項目)	○ 育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に対する研修等
□ 本人あるいは配偶者の転居を伴う転勤や、親の介護等を機に、女性労働者が退職する傾向(にならないか)。	○ 履入的な業務体制の見直し・権限担当制や、労働者の「多能工化」による業務のカバ体制の構築
□ 転居を伴う転勤の状況	○ 短時間勤務制度の柔軟な運用(本人の希望に基づく一定上履内でのフレキシブルなフルタイム勤務の実施)
□ 本人あるいは配偶者の転居を伴う転勤や、親の介護等を機に、女性労働者が退職する傾向(にならないか)。	○ フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現
□ 配偶者の転勤先への異動／同行休業	○ 転居を伴う転勤における転居の実施

(※) 点線枠は、状況把握項目の把握の前提として確認すべき事項、任意項目以外の項目等

その他の各事業主の実情に応じて適切であると  
考える事項についての状況把握・課題分析

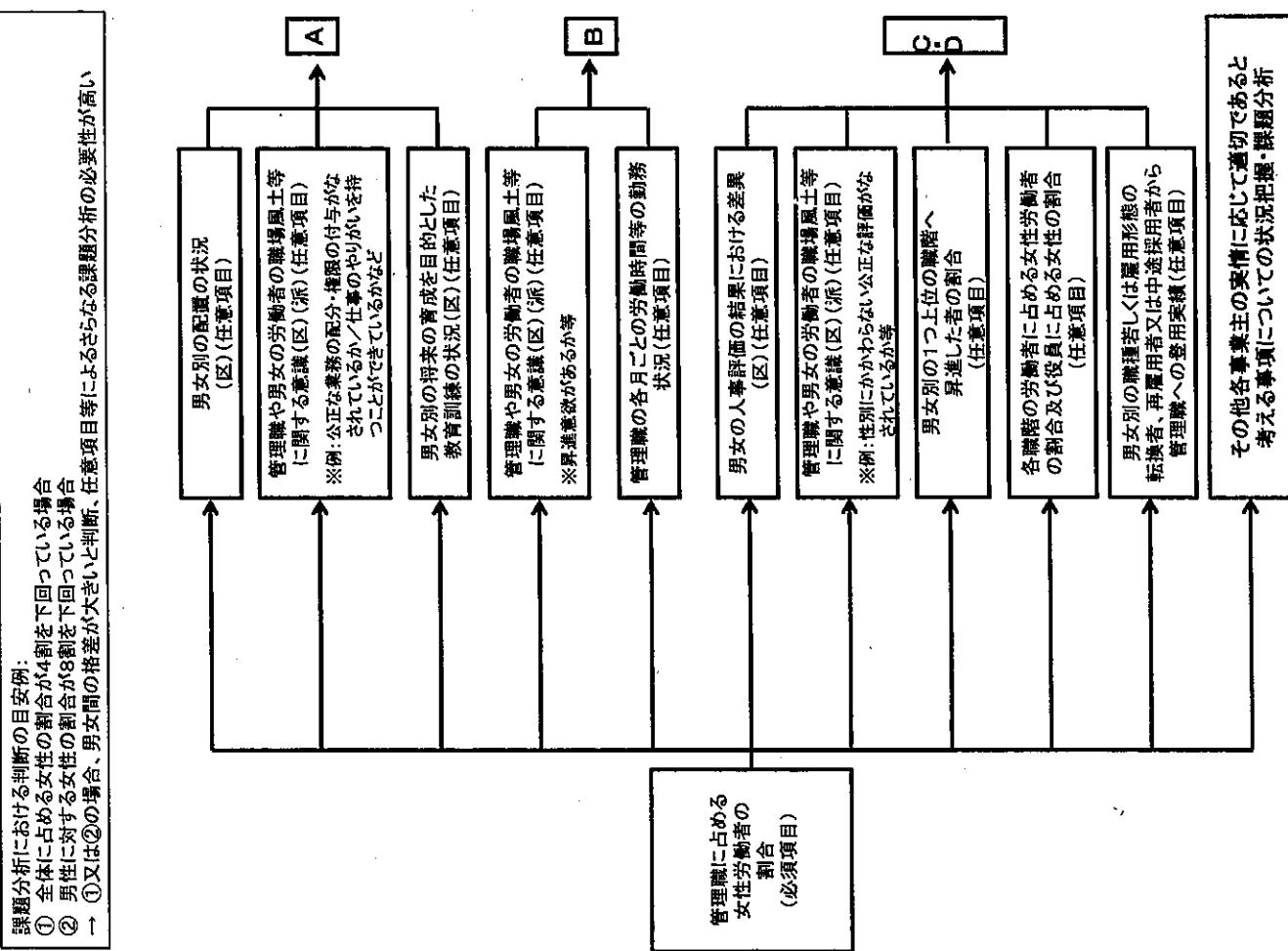
(4)長時間労働関係の課題分析の手法例／課題へ対応する取組例



課題分析の視点例		取組例
A	<input type="checkbox"/> 長時間労働や元に仕事と家庭の両立が困難となっていないか。  <input type="checkbox"/> 長時間労働が、個々の離職だけでなく、組織全体の問題として対応されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織のトップから下の長時間労働は正に関する強いメッセージの発信</li> <li>○ 組織全体、部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ</li> <li>○ 組織のトップの会議での部署ごとの残業時間数等の公開・評価の実施</li> <li>○ サービス営業化させないための無記名アンケートや無作為ヒアリング等の徹底したチェック</li> <li>○ 残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する通知・指導等</li> <li>○ 時間当たりの労働生産性を實現した人事評価</li> <li>○ 管理職の人事評価における長時間労働は正・生産性向上に関する評価</li> <li>○ 管理職の長時間労働は正に向けたマネジメントに対する360度評価(部下からの評価)</li> <li>○ 繰りやすい離職風土等に向けた管理職自身の動機時間管理の徹底</li> <li>○ 部署横断的な人員配置の見直しを行いうる職位の高い責任者の名など不断の人員配置の見直し</li> <li>○ 属人的な業務体制の見直し・複数担当制や、労働者の「多能工化」による業務のカバーリング(再掲)</li> <li>○ 個人単位で業務の緊張感がある場合でも、チーム全体で勤務時間内に業務を終了させるため、労働者間の助け合い離職風土の醸成</li> <li>○ 管理職の長時間労働は正に向けたマネジメント力の強化のための研修</li> <li>○ チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底</li> <li>○ 業務プロセス等の分析・削減と定期的検証</li> <li>○ 生産性の高い労働者の具体的な業務手法の共有</li> <li>○ 組織トップによる顧客企業に対するワーク・ライフル・バランスに関する理解醸成</li> </ul>
B	<input type="checkbox"/> 長時間労働の背景として、長時間労働自体が努力の範囲として評価されたり、時間当たりの生産性よりも、期間当たりのアウトプットの量によって評価されたりするような離職風土・評価制度になってしまいか。	
C	<input type="checkbox"/> 一部の雇用管理区分(例：総合職等)において、特に長時間労働になっていないか。  <input type="checkbox"/> 特定の部署・特定の担当者・特定の時期に、特に長時間労働となっていないか。	
D	<input type="checkbox"/> 必要な時に、休みが取れる職場になっているか。	
E	<input type="checkbox"/> 生産性の高い働き方の実現に向けて、業務の優先順位や、業務プロセス等の見直しに対する、管理職等のマネジメントが的確になされているか。	
F	<input type="checkbox"/> 顧客企業に即応を求められることが、長時間労働の要因となっていないか。	

(※) 点線枠は、状況把握項目の把握の前提として確認すべき事項、任意把握項目以外の項目等

(5) 配置・育成・教育訓練及び評価・運用關係の課題分析の手法例／課題へ対応する取組例



課題分析における判断の目安例:		取組例
① 全体に占める女性の割合が4割を下回っている場合	<input type="checkbox"/> 若手のうちの男女平等な配置（業務配分・権限付与を含む）と育成がなされているか。	○ 従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置並びと、それによる多様な職務経験の付与
② 男性に対する女性の割合が8割を下回っている場合 → ①又は②の場合、男女間の格差が大きいと判断、任意項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い	<input type="checkbox"/> 女性労働者が、出産・子育てに一定の時間制約を抱えやすいことを前提とした、計画的な育成が行われているか。  <input type="checkbox"/> 女性労働者が、出産・子育てをしながらキャリア形成していくイメージ・意欲を持つことがでいているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働者一人一人のキャリアプランを本人と上司で作成するなど中長期の観点で育成を検討</li> <li>○ 重要な家庭と両立しづらい職務経験（海外勤務等）の出産・子育て前の転職状況等付与</li> <li>○ 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介／ロールモデルとなる女性管理者と女性労働者の交流機会の設定等によるマッチング</li> <li>○ 職能等に応じた女性同士の交流機会の設定期等によるネットワーク形成支援</li> <li>○ 管理職層の女性労働者が育成されていない場合におけるロールモデルとしての女性管理職の育成や中途採用用</li> <li>○ 燐りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底（削減）</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 管理職が長時間労働であり、女性労働者にとって仕事と家庭の両立がしづらく昇進希望を持ちづらいような状況となっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施</li> <li>○ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング（再掲）</li> <li>○ 相談のトップ等による女性労働者の部門ごとの登用状況のモニタリング／個別会議の実施と、意欲と能力のある女性労働者の育成の実現と、選抜した人材の集中的な育成（研修への参加や、現管理職が定めるサクセションプラン（後継者育成計画））の対象者に女性労働者を積極的に含め、現管理職からの中集中的なOJTを行う等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 育児休業や子育て期間中の時間制約が、評価・賃用において不利になっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様種又は雇用形態の転換者・再雇用者・中途採用者が、新規採用による入社者と同様に登用の機会が与えられるよう、十分育成されているか。</li> <li>○ 新人管理職に対する役員等によるメンタリングの実施</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 性別にかかわらない公正な評価・賃用が各職階ごとに行われているか。	
	<input type="checkbox"/> 過去の育成に男女間格差があつたために、同世代の男性労働者に比べ、女性労働者の育成が遅れがらくなっているか。	
	<input type="checkbox"/> 男女別の1つ上位の職階へ昇進した者の割合（任意項目）	
	<input type="checkbox"/> 各職階の労働者に占める女性労働者の割合（任意項目）	
	<input type="checkbox"/> 男女別の職種若しくは雇用形態の転換者・再雇用者又は中途採用者から管理職への登用実績（任意項目）	
	<input type="checkbox"/> 周囲に同性（女性）の管理職が少ないために新人の女性管理職が自信を持ちづらい状況にないか。	
	<input type="checkbox"/> その他各事業主の実情に応じて適切であると考える事項についての状況把握 構造分析	

## 別紙三(第二の六(二)関係)

(区)=雇用管理区分ごとに公表(典型例:一般職／総合職／パート)  
 (派)=派遣先事業主においては派遣労働者も含めて公表

情報公表項目
採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
男女別の採用における競争倍率(区)
労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
男女の平均継続勤続年数の差異(区)
10事業年度前及びその後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
男女別の育児休業取得率(区)
労働者の一月当たりの平均残業時間
雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
有給休暇取得率(区)
係長級にある者に占める女性労働者の割合
管理職に占める女性労働者の割合
役員に占める女性の割合
男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派:雇入れの実績)
男女別の再雇用又は中途採用の実績